

栃木レザー株式会社等 株式、転換社債型新株予約権付社債 及び債権の譲渡について

平成 18 年 10 月 16 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者に対する株式、転換社債型新株予約権付社債及び債権の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

栃木皮革株式会社（旧会社、清算予定）

栃木レザー株式会社（新会社、平成 16 年 11 月、旧会社から営業を譲受け）

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 7 月 21 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、同年 8 月 31 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

同年 11 月には、事業再生計画に沿って受皿会社である栃木レザー株式会社（以下「栃木レザー」という。）への営業譲渡及び増資が行われ、機構は 17.5 百万円の現金出資により議決権割合の 35%にあたる普通株式を取得するとともに、対象事業者が発行した転換社債型新株予約権付社債 52.5 百万円を額面発行価格にて引受けました。

機構は、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般、株式会社山陽（以下「山陽」という。）及び株式会社ジェイ・オー・ピー（以下「JOP」という。）への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 10 月末に株式譲渡を実行する予定です。また、併せて転換社債型新株予約権付社債についても、山陽へ譲渡を行う予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、17.5 百万円の現金出資により、議決権割合の 35%に当たる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 転換社債型新株予約権付社債

機構は、対象事業者が発行した転換社債型新株予約権付社債 52.5 百万円を額面発行価格にて引受けていました。今般クローリング時点で残存する 41.25 百万円（平

成 17 年 10 月に一部 < 11.25 百万円 > 償還を実施済み) について額面にて山陽に譲渡する予定です。

5. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 98,749 千円の債権を金融機関等から 9,381 千円で購入しました。その後、事業再生計画に沿って栃木レザーが債務引受した債権 9,875 千円については、事業収益等から平成 18 年 6 月に全額を弁済受領済みです。今般、残存する旧会社向け債権 88,874 千円について、金融機関あて譲渡を完了しました。

6. 主務大臣の意見

なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437

(別紙)

株式譲受会社概要

株式会社山陽

住所 : 兵庫県姫路市東郷町 43 番地
代表者 : 喜田 邦男
設立 : 明治 43 年
資本金 : 250 百万円
従業員数 : 94 名
主な事業内容 : 鞣製業

株式会社ジェイ・オー・ピー

住所 : 東京都中央区日本橋富沢町 3 番 5 号
代表者 : 松本 宗篤
設立 : 平成 10 年
資本金 : 100 百万円
従業員数 : 18 名
主な事業内容 : 皮革、皮革製品に関するサービス及び投資業